

市内体育施設の改修状況と開放時期

▼問い合わせ先 生涯学習課 スポーツ振興班(御代志市民センター)
☎(242)1190

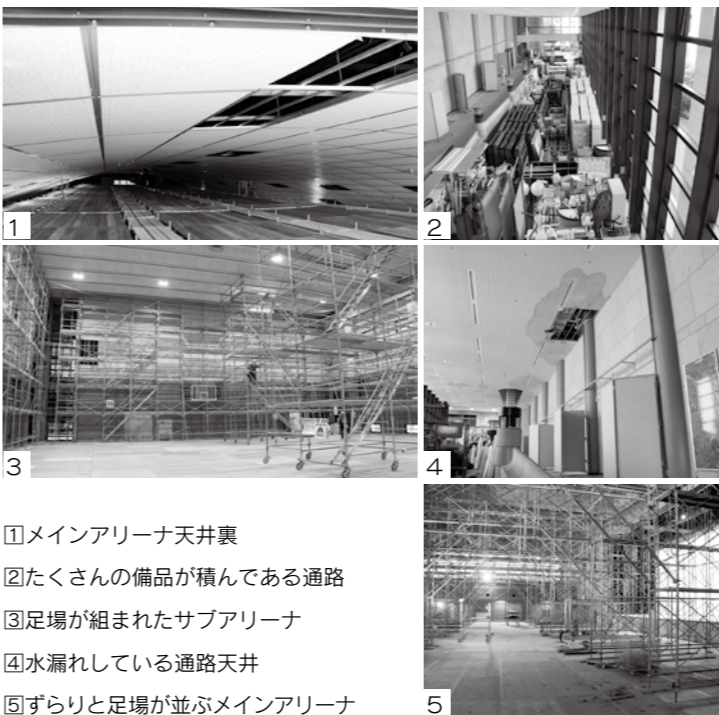
●市内の体育施設の改修状況

昨年の熊本地震本震により、市内の体育施設が大きな被害を受けました。スポーツ活動やイベント開催などで多くの皆さんが利用していましたが、現

在も復旧工事のため、施設が開放できない状態が続いています。利用再開時期など、多数問い合わせが寄せられていますので、現在の状況と利用再開時期についてお知らせします。

●改修中の体育施設

施設名	利用再開時期
総合センター ヴィーブル(総合体育館、 トレーニングルーム)	平成30年4月 ※安全を確認しながら一部早めに開放する場合があります。
西合志体育館	平成30年3月



①メインアリーナ天井裏
②たくさんの備品が積んである通路
③足場が組まれたサブアリーナ
④水漏れしている通路天井
⑤ずらりと足場が並ぶメインアリーナ

教えたい人と学びたい人をつなぐ 人材(財)バンクを利便しませんか

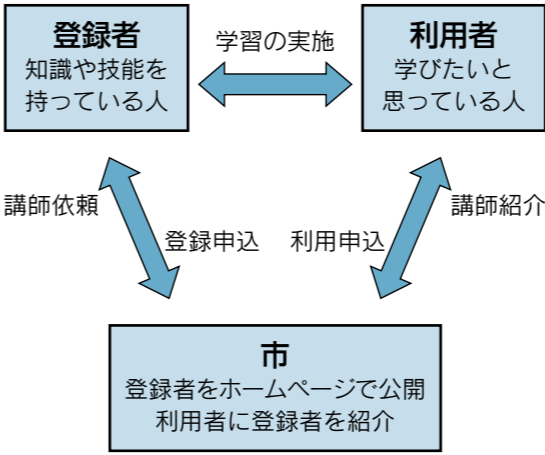
▼申し込み・問い合わせ先 企画課 企画広報班(合志庁舎)
☎(248)1813

●人材(財)バンクとは

専門知識や技能を持ち、積極的に地域に役立てたいと思っている人を登録・公表し、学びたい人へ紹介する制度です。

●登録者

指導ができる人や団体であれば、内外を問わず誰でも登録できます。ただし、宗教・政治活動を目的とする場合や営利目的での登録はできません。



●利用方法

- ①利用者は、市ホームページで登録者を確認し、希望の内容を企画課へ申し込みます。
- ②企画課から登録者へ確認後、利用者へ紹介します。
- ③企画課から紹介後は、登録者と利用者で詳しい内容を協議し、実際に学習を実施します。

●申込方法

登録者は登録申込書、利用者は利用申込書を記入し、企画課へ提出してください。申込書は企画課窓口、市ホームページに掲載しています。

主な登録内容
着物の着付け教室
健康増進運動
メンタルヘルス対策
書道の指導
ポウリングの指導
出張パソコン教室
家庭で出来る防災術の指導
能の指導、鑑賞の仕方
庭木の剪定指導

待機児童支援助成事業補助金を支給します

▼申し込み・問い合わせ先 子育て支援課(西合志庁舎)
☎(242)1159

認可外保育施設に入所している児童の保育料の一部を補助します。

●対象となる人

- 次の要件を全て満たす人
- 市内に住民登録し、在住する人
- 認可保育施設の入所要件を満たし申し込んだが、入所できず待機していること(保留通知を持っている人で、両親とも就労中などであること。求職中の人は対象外)
- 月単位契約で、児童が認可外保育施設に月64時間以上かつ13日以上通っていること(一時預かりや延長保育、月途中の入所・退所は除く)

●対象とならない人

- 通所できる認可保育施設などがありながら、保護者の個人的理由で入所しなかった人(辞退した場合も)
- 入所希望の保育施設が少ない人(特別な理由を除き、第6希望未満)の人
- 市税などを滞納している人

●対象施設

保育所業務を目的とする施設で、県

または熊本市へ届け出をした認可外保育施設。(施設の所在は合志市外も含む)事業所内保育施設や英会話などを主目的とする施設は除きます。

●補助対象経費

保護者が負担した保育料月額と昼食代の合計額(延長料金は含まず)

●補助額

補助対象経費から、認可保育施設に入所した場合の保育料月額相当額を差し引いた額(上限は月額2万円)

●申込方法

申請書を提出または郵送してください。※申請書は子育て支援課、市民課(合志庁舎)、各支所にあります。市ホームページからダウンロードもできます。

●申込期限

- 4月～7月通園分：8月21日(月)
- 8月～11月通園分：12月20日(水)
- 12月～平成30年3月通園分

●申込場所

子育て支援課・市民課・各支所

国民年金保険料の免除制度

平成29年度分の免除・納付猶予申請ができます

▼問い合わせ先 健康づくり推進課 国民年金班(西合志庁舎)
熊本西年金事務所 ☎(355)3261
☎(242)1183

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合に、申請により保険料の納付が免除または猶予される3種類の制度があります。

●保険料免除制度(全額・一部)

保険料を納めることが困難なときに利用できる制度です。申請が承認されると保険料納付の全額または一部(4分の3、2分の1、4分の1)が免除されます。保険料免除の審査対象者は、本人と配偶者、世帯主です。

●20歳～49歳の人は納付猶予制度

本人が20歳～49歳のときに利用できる制度です。申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。納付猶予の審査対象者は、本人と配偶者です。

●学生納付特例制度

本人が学生のときに利用できる制度です。申請が承認されると保険料の全

額について納付が猶予されます。学生納付特例の審査対象者は、本人のみです。

いずれも審査対象者の前年所得が一定額以下の場合には、申請により適用を受けられます。離職者、震災・風水害などの被災者は所得に関係なく当てはまる場合があります。

また、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請できます。保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、いざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。保険料を必ず納付するか、納付することが困難な場合には免除の申請をしましょう。

